

平成 22 年 1 月 28 日
堺市健康福祉局
福祉推進部生活援護管理課

堺市における無料低額宿泊所の現状と課題について

1 無料低額宿泊所の現状

(1) 施設の現状について

- ①施設数 1 施設
- ②事業者数 1 事業者
- ③施設定員 12 名
- ④施設入所者数 12 名（うち生活保護受給者数 11 名）
- ⑤開設届出受理日 平成 16 年 3 月 10 日

(2) ガイドラインの制定

厚生労働省のガイドラインを踏まえ、平成 16 年 1 月 1 日より「社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する第二種社会福祉事業の届出(停止・廃止)に関する取り扱い指針」を施行。

2 主な議題に対する考え方

(1) 無料低額宿泊施設に対する法規制について

社会福祉法に規定された目的と実態がかけ離れているため、施設の定義づけが必要。

(2) 事業者に対する新たな規制について

- ①金銭管理……………原則として金銭管理は禁止した上で、なお金銭管理を行う場合は、理由、方法、手続きを厳格に行う。
- ②面積基準……………個室を前提とした最低基準を設ける。
- ③支援員の配置……業務内容に応じた有資格者の配置による短期間入所の徹底。
- ④支援計画の策定…短期間で退所可能な支援計画の策定が必要。
- ⑤収支状況の公開…公開すべき内容についての基準が必要。
- ⑥その他……………新たな規制を設け、支援サービス質の向上により短期退所を実現するため、財政支援も要検討。ただし、ホームレス自立支援センター、平成 21 年 10 月から実施の住宅手当・緊急一時宿泊事業との政策面及び費用負担につき、整理が必要と考える。

(3) 福祉事務所における取組について

- ①訪問活動の徹底……他の居宅ケースと同様の頻度で実施。
- ②転居支援……………転居希望があり居宅生活可能な場合又は劣悪な環境等特段の事情がある場合、転居の支援や指導指示を行う。
- ③保護費の本人交付…本人の意思を確認、家庭訪問時に通帳の所持確認や保護費の使途が被保護者の意思に基づいたものになっているかを確認。

(4) 都道府県、指定都市、中核市本庁における取組について

年 1 回の書面による状況調査及び必要に応じ実地により調査を行っている。

本市、未届施設の事例

◎無料低額宿泊施設、生活保護法上の問題点

社会福祉法第2条第3項第8号に基づく第二種社会福祉事業
(居室利用料)

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業の届出(停止・廃止)に関する取り扱い指針(平成16年1月1日施行)
●本事例では、施設設備基準は満たしているようだが、建物の一部居室だけを使用しているため、基準に不適な場合でも、業者の努力で基準をクリアすることができない。

(福祉サービスの基準)

●本事例では、弁当配達を中心に通院やハローワーク等への同行する福祉サービスを実施し、その代金を請求しているが請求明細の内容を利用者から聞き取れなかった。

※第二種社会福祉事業届出の指導は、ハード面で課題がある。

(生活保護法の目的及び法第60条(生活上の義務)の観点)

生活保護費が最低生活を保障し、自立助長に役立っているか
●本事例では、生活保護費の支出が被保護者の自立支援に効果的な消費ができていない。

※サービス提供者の業者を生活保護法に基づき指導できない。

●本市 業者Aの事業

不動産サブリース事業・食品の製造及び販売他

○居室の提供…10数件の建物の一部、1戸~15戸を転貸
居室の占有面積 14.3㎡~20㎡(18㎡)
家賃の金額 35,000円~40,000円(40,000円…62戸)

住環境は、独立した生活が可能なワンルーム(バス・トイレ付)又は2Kであり問題なし。
敷金礼金なし。家具什器、布団代の支給実績なし。

○食事の提供
利用なし…15人
1食又は2食…64人

○その他福祉サービス…通院付添、ハローワーク同行等 57名
サービス料金…23,000円~12,000円
サービスの内容と単価が不明瞭。

○入居期間の長期化…稼働年齢層のいる世帯 69世帯
保護受給期間が1年以上の世帯 74世帯
保護受給期間が3年以上の世帯 51世帯

今後の対応 引き続き家庭訪問での実態把握に努め、最低生活の保障と自立支援が必要。状況に応じ、転居支援や転居の指導指示を検討。